

資料11 ばい煙発生施設に対するばいじんの排出基準の概要（県内該当施設）

令 項 別 表 番 一 号	施 設 の 種 類	排 出 基 準 値 (g/m ³ N)			標 準 酸 素 濃 度 On (%)	備 考
		区 分 規 模 (万m ³ N/H)	既 設	新 設		
1	ガ ス 専 焼	4 以上	0.05	0.05	5	◎当分の間On=Os
		4 未 満	0.10	0.10		
	重油その他液体 専焼並びにガス 及び液体の混焼	20 以上	0.07	0.05	4	
		4 ~ 20	0.18	0.15	4	
		1 ~ 4	0.25	0.25	4	
		1 未 満	0.30	0.30	◎ 4	
	紙・パルプの製 造に伴う黒液燃 焼	20 以上	0.20	0.15	Os	
		4 ~ 20	0.35	0.25		
		4 未 満		0.30		
	石 炭 燃 焼	20 以上	0.15	0.10	6	
4 ~ 20		0.25	0.20			
4 未 満		0.35	0.30			
1 低 カ ロ リ ー 石 炭 燃 焼	—	△ 0.45	—	6	△H7.7.2まで5,000kcal/kg以下 のものでかつH7.7.3以降5,500 kcal/kg以下のもの	
	触媒再生塔付属	—	0.30	0.20	4	◎当分の間On=Os
	前記を除く	4 以上	0.30	0.30	◎ 6	(注) 小型ボイラーで60.9.9以前に設置 されたもの及びガス、灯油、軽油、 A重油を使用するものは適用しな い。そのほかのものは、それぞれ 最小規模の基準（ただし65.9.9ま でに設置されたものは0.5g/m ³ N）
2	ガ ス 発 生 炉	—	0.05	0.05	7	
	ガ ス 加 熱 炉	—	0.10	0.10	7	
5	金 属 溶 解 炉	4 以上	0.10	0.10	Os	※アル ニウム用反射炉は当分の 間0.30
		4 未 満	※ 0.20	※ 0.20		
6	金 属 加 熱 炉	4 以上	0.15	0.10	◎ 11	◎当分の間On=Os
		4 未 満	0.25	0.20		
7	石 油 加 熱 炉	4 以上	0.10	0.10	6	※潤滑油製造用で1万m ³ N/H未 満のものは当分の間0.18
		4 未 満	※ 0.15	0.15		

令項別表番 第一号	施設の種類		排出基準値 (g/m ³ N)			標準酸素濃度 On (%)	備 考
			区分 規模 (万m ³ N/H)	既 設	新 設		
9	焼 成 炉	石灰焼成炉	—	0.30	0.30	15	◎当分の間On=Os
		土中釜	—	0.40	0.40	15	
		セメント焼成炉	—	0.10	0.10	10	
		耐火物原料 又は耐火レンガ 製造用	4以上	0.10	0.10	18	
			4未満	0.20	0.20		
		前記を除く	4以上	0.15	0.15	◎15	
4未満	0.25		0.25				
11	乾 燥 炉	4以上 4未満	0.15	0.15	16	★1万m ³ N/H未満は0.35	
			★0.30	0.20			
		骨材乾燥炉	—	※0.50	0.50	16	※2万m ³ N/H未満は0.60
13	廃棄物焼却炉	—	0.50	0.50	◎12	◎当分の間On=Os	
		4以上 4未満	0.15	0.15	◎12	◎当分の間On=Os	
29	ガスター ビン		常用	—			△
		非常用	—	△	△	—	
30	ディーゼル 機関	常用	—	△	0.10	13	△当分の間適用猶予
		非常用	—	△	△	—	
31	ガス機関	常用	—	0.05	0.05	0	△当分の間適用猶予
		非常用	—	△	△	—	
32	ガソリン 機 関	常用	—	0.05	0.05	0	△当分の間適用猶予
		非常用	—	△	△	—	

- (注) 1 上表区分の既設は昭和57年5月31日までに(ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年1月31日)設置又は着工されたもので、新設は昭和57年6月1日以降に(ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年2月1日)設置されたものである。
- 2 熱源として電気を使用するもの及び上表で標準酸素濃度OnがOsとなっているものは、標準酸素濃度補正方式を適用しない。
- 3 項番号11の乾燥炉で、直接熱風乾燥型の場合は標準酸素濃度をOsとする。
- 4 ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C ばいじん量 (g/m³N)
On 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (%)
Os 測定時の酸素濃度 (%)
Cs 測定時のばいじん量 (g/m³N)

資料12 ばい煙発生施設に対する窒素酸化物の排出基準の概要（県内該当施設）

令項別表番第一号	施設の種類	排出基準値 (ppm)								標準酸素濃度 On (%)	備考	
		設置年月日 規模 (万m ³ _N /H)	48 ・以 8 ・ 9 前	4850 ・ 8 12 ・ 10 9 }	5052 ・ 12 6 ・ 10 17 }	5254 ・ 6 8 ・ 18 9 }	5458 ・ 8 9 ・ 10 9 }	5862 ・ 9 3 ・ 10 31 }	62 ・以 4 ・ 1 降			
1	ボイラー (伝熱面積10m ² 以上)	ガス専焼	50以上	130	130	100	60	60	60	60	5	液体燃焼ボイラーで52.9.9以前に設置された排出ガス量0.5万m ³ _N /H未満の過負荷燃焼型のものについては適用しない。 ◎52.9.10～54.8.9までに設置のものは設置された日から180ppm
			10～50				130	130	100	100		
			4～10									
			1～4									
			1未満	150	150	150	150	150	150			
	液体燃焼	50以上	180	180	150	130	130	130	130	4		
		10～50	190			150	150	150	150		150	
		4～10										
		1～4										
	1未満	230	230	250	◎250	180	180	180				
固体燃焼	70以上	400	300	300	300	300	300	300	200	6	◎当分の間 350ppm	
	50～70	420							350			380
	20～50											
	4～20											
	0.5～4	450	380	350	350	350	◎300	◎300				
0.5未満	480	480	480	380	380							
小ボイラー型	液体燃焼	—	—	—	—	—	—	—	◎260	4		◎65.9.9まで設置されたものは300ppm
	固体燃焼	—	—	—	—	—	—	—	350	6		
2	ガス発生炉・加熱炉	—	170	170	170	170	150	150	150	7		
	水素ガス発生炉のうち天井バーナー型	—	360	360	360	360	150	150	150			
5	金属溶解炉	—	200	200	200	200	180	180	180	12	キュボラは適用除外	
6	金属加熱炉 (ラジアントチューブ型)	10以上 1～10 0.5～1 0.5未満	200	200	100 150 200	100 150 180	100 150 180	100 150 180	100 150 180	11		
	金属加熱炉 (ラジアントチューブ型及び鍛接鋼管用を除く)	10以上 1～10 0.5～1 0.5未満			160 170 200	160 170 200	100 150 200	100 130 180	100 130 180			100 130 180
7	石油加熱炉	4以上	170	170	100	100	100	100	100	6		
		1～4			180	180	150	130	130			130
		0.5～1										
		0.5未満	200	200								

令項別表番第一号	施設の種類	排出基準値 (ppm)								標準酸素濃度 On (%)	備考
		設置年月日	48 ・以 8	4850 ・・ 8 12	5052 ・・ 12 6	5254 ・・ 6 8	5458 ・・ 8 9	5862 ・・ 9 3	62 ・以 4		
		規模 (万m ³ _N /H)	9 前	10 9 }	10 17 }	18 9 }	10 9 }	10 31 }	1 降		
9	石灰焼成炉のうちガス 燃焼ロータリーキルン	—	300	300	300	300	250	250	250	15	
	その他の焼成炉 及び溶融炉	—	200	200	200	200	180	180	180		
11	乾燥炉	—	250	250	250	250	230	230	230	16	
13	廃棄物焼却炉 (連続炉に限る)	4以上 4未満	} 300	} 300	} 300	250 300	} 250	} 250	} 250	12	
	廃棄物焼却炉 (連続炉を除く)	4以上 4未満									—

(注) 1 熱源として電気を使用するものについては、適用しない。

2 排出基準値は、次式により算出する。

$$\text{窒素酸化物濃度 (ppm)} = \frac{21 - O_n}{21 - \text{酸素測定濃度、} O_s (\%)} \times \text{窒素酸化物測定濃度 (ppm)}$$

ただし、酸素測定濃度が、20%を超える場合にあっては、20%とする。

3 小型ボイラーにあっては、60.9.10以降設置されたものに適用する。

なお、軽質液体燃料を使用する小型ボイラーには適用しない。

資料13 ガスタービン及びディーゼル機関に係る窒素酸化物の排出基準

令項別表番第一号	施設の種類	排出基準値 (ppm)						標準酸素濃度 On (%)	備考			
		既設	新設									
29	ガスタービン	常用	△	・70ppm 但し燃料種別及び規模に応じた段階的規制						16	△ 当分の間 適用猶予	
				液体	燃料種別	設置時期	63.2.1~ 64.7.31	64.8.1~ 66.1.31	66.2.1~			
					排ガス量	45,000 m ³ _N h未満	120	100	70			
					45,000 m ³ _N h以上	100	100	70				
気体	45,000 m ³ _N h未満	90	70	70								
		非常用	△	△					—			
30	ディーゼル 機関	常用	△	950 ppm 但し、シリンダー内径 400mm 以上の大型機関は、						13	△ 当分の間 適用猶予	
				63.2.1~64.7.31	1,600 ppm							
				64.8.1~66.1.31	1,400 "							
				66.2.1~当分の間	1,200 "							
		非常用	△	△					—			
				対策技術評価後								
				950 "								

(注) 上表区分の既設は昭和63年1月30日までに設置又は着工されたもので、新設は、昭和63年2月1

日以降に設置されたもの。

資料14 ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出基準

令別表 番号 第一号	排 出 基 準 値 (ppm)						標準酸 素濃度 On (%)	備 考
	設置年月日 施設の種類の	63 ・ 1 ・ 31 以 前	63 H3 2 ・ 1 ・ 31 }	H3 2 ・ 1 ・ 31 }	H6 1 ・ 31	H6 2 ・ 1 以後		
31	ガス機関	常用	◎ 2,000	○ 2,000	1,000	600	0	
		非常用	△	△	△	△		
32	ガソリン 機 関	常用	◎ 2,000	○ 2,000	1,000	600	0	
		非常用	△	△	△	△		

(注) ◎平成5年1月31日まで適用猶予

○平成3年7月31日まで適用猶予

△当分の間適用猶予

資料15 大気汚染防止法第18条の3の総理府令で定める一般粉じん発生施設の管理基準

(施行規則第16条 昭和46. 6.22)

令別表第2 の項番号	一般粉じん 発生施設	規 模	管 理 基 準
1	コークス炉	原料処理能力 が1日当たり 50 t 以上であ ること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000 m ² 以上であること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれがある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

令別表第2 の施設番号	一般粉じん 発生施設	規 模	管 理 基 準
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75 cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03 m ³ 以上であること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力は75 kw以上であること。	<p>次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15 kw以上であること。	5の基準は、「4の基準」と同じ。

資料16 特定粉じん発生施設の規制基準

令別表第二の二項番号	特定粉じん発生施設	規模	規制基準
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。	大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本。
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破砕機及び摩砕機		
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）		
9	穿孔機		

(注) この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品製造の用に供する施設に限り 湿式のもの及び密閉式のものを除く

資料17 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48.12.27)
環 告 154)

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

公害対策基本法第9条による騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
I	70以下
II	75以下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位 デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表とすると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表とすると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 航空機騒音の評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値（単位 W E C P N L）を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算 式

$$\overline{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

- (注) $\overline{dB(A)}$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を N_3 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう

$$N = N_2 + 3 N_3 + 10 (N_1 + N_4)$$

- (5) 測定機器は、日本工業規格C1502に定める指示騒音計若しくは国際電気標準会議p u b /179に定める精密騒音計又はこれらに相当する測定機器を用いるものとする。

この場合において、聴感補正回路はA特性とし、また、動特性は緩（s l o w）とする。

- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善の目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場			
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港		
第一種空港(新東京国際空港を除く)及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。	

備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。

2. 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。

3. 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。

3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

資料18 騒音規制法第2条第1項の政令で定める特定施設一覧

施設		備 考
施設の種類	機 械 名	
1 金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5 kw以上のものに限る。 ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75 kw以上のものに限る。 ニ 矯正プレスを除く。 ホ 呼び加圧能力が30重量トン以上のものに限る。 ヘ 原動機の定格出力が3.75 kw以上のものに限る。 ト 鍛造機 チ ワイヤードrawingマシン リ プラスト ヌ タンブラー
	ロ 製管機械	
	ハ ベンディングマシン	
	ニ 液圧プレス	
	ホ 機械プレス	
	ヘ せん断機	
	ト 鍛造機	
	チ ワイヤードrawingマシン	
2 空気圧縮機及び送風機	イ	原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。
	ロ	
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	イ	原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。
4 織 機	イ	原動機を用いるものに限る。
5 建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。 ロ 混練機の混練重量が200 Kg以上のものに限る。
	ロ アスファルトプラント	
6 穀物用製粉機	イ	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 kw以上のものに限る。
7 木材加工機械	イ ドラムパーカー	原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。 ロ チ ッ パ ー ハ 碎 木 機 ニ 帯 の こ 盤 ホ 丸 の こ 盤 ヘ か ん な 盤 原動機の定格出力が15 kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。 ホ 製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。 ヘ 原動機の定格出力が2.25 kw以上のものに限る。
	ロ チ ッ パ ー	
	ハ 碎 木 機	
	ニ 帯 の こ 盤	
	ホ 丸 の こ 盤	
8 抄 紙 機	イ	原動機を用いるものに限る。
9 印刷機械	ロ	
10 合成樹脂用射出成形機	ハ	
11 鋳型造型機	ニ	

資料19 騒音規制法第2条第3項の政令で定める特定建設作業一覧

作 業	備 考
1 くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業。	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く

資料20 振動規制法第2条第1項の政令で定める特定施設一覧

- 1 金属加工機械
 - (ア) 液圧プレス（矯正プレスを除く）
 - (ロ) 機械プレス
 - (ハ) セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）
 - (ニ) 鍛造機
 - (ホ) ワイヤフォーマシングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）

- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）
並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
 - (ア) ドラムバーカー
 - (ロ) チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機（ジルト式のものに限る。）

資料21 振動規制法第2条第3項の政令で定める特定建設作業一覧

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい打機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

資料22 生活環境の保全に関する環境基準（昭和46.12.28環境庁告示第59号）

1 河 川

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				大腸菌群数
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質濃度 (SS)	溶存酸素量 (DO)	
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びE以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l 以上	—

- (注)
- 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 - 2 水道 1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級 コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級 特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				大腸菌群数
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質濃度 (SS)	溶存酸素量 (DO)	
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2、3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	15 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l 以上	—

- (注)
- 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 - 2 水道 1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2 3級 沈澱ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1級 ヒメマス等富栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級 サケ科魚類及びアユ等富栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級 コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下

- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種 サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種 ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種 コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3 海 域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	油分等
A	水産1級・水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml以下	検出されないこと
B	水産2級・工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されないこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—

- (注) 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級 ポラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料23 要監視項目及び指針値

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/l 以下	フェノブカルブ	0.02 mg/l 以下
トランス 1,2 ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	イプロベンホス	0.008mg/l 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l 以下	クロルニトロフェン	(注)
p-ジクロロベンゼン	0.3 mg/l 以下	トルエン	0.6 mg/l 以下
イソキサチオン	0.008mg/l 以下	キシレン	0.4 mg/l 以下
ダイアジノン	0.005mg/l 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l 以下
フェートロチオン	0.003mg/l 以下	ほう素	0.2 mg/l 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/l 以下	フッ素	0.8 mg/l 以下
オキシ銅	0.04 mg/l 以下	ニッケル	0.01 mg/l 以下
クロロタロニル	0.04 mg/l 以下	モリブデン	0.07 mg/l 以下
プロピザミド	0.008mg/l 以下	アンチモン	0.002mg/l 以下
E P N	0.006mg/l 以下	硝酸性窒素及び	10mg/l 以下
ジクロルボス	0.01 mg/l 以下	亜硝酸性窒素	

(注) クロルニトロフェンの指針値は設定せず、当分の間は検出されないこと (<0.0001) とする。

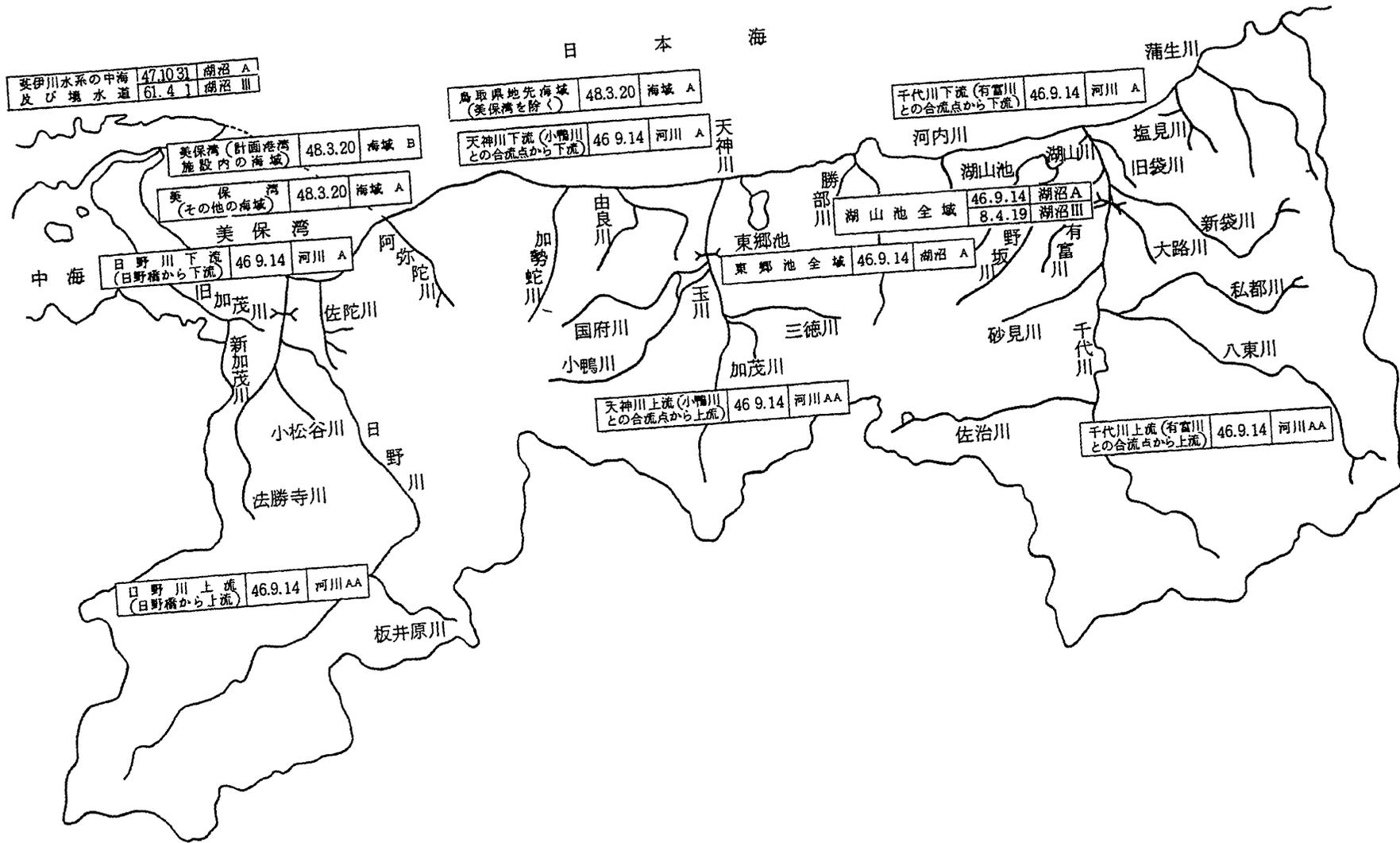
資料24 公共用水域等における農薬の水質評価指針

農 薬 名	種 類	評価指針値 (mg/l)	農 薬 名	種 類	評価指針値 (mg/l)
イプロジオン	殺菌剤	0.3 以下	ブタミホス	除草剤	0.004以下
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2 以下	プロフェジン	殺虫剤	0.01 以下
エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08 以下	プレチラクロール	除草剤	0.04 以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 以下	プロベナゾール	殺菌剤	0.05 以下
エディフェンスホス(EDDP)	殺菌剤	0.006以下	プロモブチド	除草剤	0.04 以下
カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.05 以下	フルトフル	殺菌剤	0.2 以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 以下	ペンシクロン	殺菌剤	0.04 以下
ジクロフェンチオン(ECP)	殺虫剤	0.006以下	ベンスリド(SAP)	除草剤	0.1 以下
シメトリン	除草剤	0.06 以下	ペンディメタリン	除草剤	0.1 以下
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 以下	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.01 以下
トリクロルホン	殺虫剤	0.03 以下	メフェナセツト	除草剤	0.009以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1 以下	メプロニル	殺菌剤	0.1 以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002以下	モリネート	除草剤	0.005以下
フサフイド	殺菌剤	0.1 以下	(以上27農薬)		

資料25 環境基準類型指定概要図

凡例

水域名	告示年月日	類型
-----	-------	----



資料26 水質の経年変化 (平成3～8年度)

水 域 名	地点名	B O D 年 平 均 値 (mg / l)					
		3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
(河 川)							
(1級河川)							
千代川水系							
千代川	賀 露	0.9	1.2	1.2	2.1	1.5	1.3
	行 徳	0.9	1.0	1.0	1.4	1.3	1.3
	源太橋	0.8	0.7	1.0	1.4	1.0	0.9
	稲 常	1.1	1.4	0.9	1.6	1.0	1.1
	佐 貫	1.0	0.9	0.9	1.6	1.4	1.1
	市 瀬	0.7	0.8	0.8	0.8	0.9	0.7
	毛 谷	0.6	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6
八 東 川	片 山	0.7	0.8	0.7	1.1	0.7	0.6
	万代寺	0.6	0.8	0.8	0.9	0.8	0.7
	岸 野	0.5	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7
私 都 川	下門尾	0.6	0.9	0.8	1.1	0.8	0.8
佐 治 川	小 原	0.6	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7
天神川水系							
天 神 川	田 後	1.3	1.2	1.0	1.1	1.4	1.2
	小 田	1.1	0.9	0.8	1.1	1.1	1.1
	大 原	0.9	0.9	0.6	1.0	0.9	1.1
	今 泉	0.8	0.7	0.5	0.9	1.1	1.0
	穴 鴨	0.9	0.7	0.5	0.9	0.6	0.6
小 鴨 川	巖 城	0.9	0.9	0.6	1.2	1.1	1.2
	河原町	1.0	0.8	0.6	1.2	1.1	1.1
	関 金	1.0	0.8	0.6	1.3	1.1	1.1
	今 西	0.8	0.7	0.5	0.9	0.6	0.7
三 徳 川	大 瀬	1.0	0.9	0.6	0.9	0.8	0.8
	片 柴	0.8	0.8	0.6	0.8	0.7	0.6
加 茂 川	森	0.8	0.7	0.6	0.9	0.7	0.6

注 x/y 環境基準に不適合の日数/総測定日数

BOD最小値～最大値 (mg/l)						x / y					
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
<0.5~1.3	0.7~2.0	<0.5~3.5	0.9~6.9	0.8~2.5	0.5~3.7	0/12	0/12	2/12	4/12	2/12	1/12
0.5~1.4	0.7~1.9	0.6~1.5	0.9~2.5	0.9~1.9	0.8~2.1	0/12	0/12	0/12	1/12	0/12	1/12
<0.5~1.4	<0.5~1.2	<0.5~1.7	0.5~2.7	0.8~1.3	<0.5~1.5	4/12	1/12	3/12	6/12	4/12	4/12
<0.5~2.4	<0.5~2.6	<0.5~2.0	0.7~3.9	0.6~1.3	0.5~2.2	6/12	7/12	2/12	9/12	6/12	5/12
<0.5~2.3	0.5~1.2	0.6~1.3	0.7~3.0	0.7~3.4	0.6~1.9	4/12	2/12	3/12	8/12	8/12	4/12
<0.5~1.1	<0.5~1.0	<0.5~1.1	<0.5~1.4	<0.5~1.5	<0.5~1.3	2/12	0/12	3/12	2/12	4/12	1/12
<0.5~1.0	<0.5~2.0	<0.5~0.9	<0.5~1.1	<0.5~0.8	<0.5~0.6	0/12	2/12	0/12	1/12	0/12	0/12
<0.5~1.0	<0.5~1.6	<0.5~1.2	<0.5~3.2	<0.5~1.3	<0.5~1.2	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.8	<0.5~1.2	<0.5~1.2	<0.5~1.6	<0.5~1.1	<0.5~1.2	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.6	<0.5~1.4	<0.5~1.3	<0.5~1.1	<0.5~1.0	<0.5~1.2	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.1	<0.5~1.6	<0.5~1.6	<0.5~3.8	<0.5~1.1	<0.5~1.5	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.9	<0.5~3.0	<0.5~1.7	<0.5~1.4	<0.5~1.2	<0.5~1.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.8~2.1	<0.5~2.1	<0.5~1.8	0.7~2.1	0.6~3.0	0.5~2.4	1/12	1/12	0/12	1/12	2/12	1/12
0.5~2.3	<0.5~2.5	<0.5~1.7	<0.5~2.2	0.6~2.2	0.5~2.7	1/30	1/30	0/29	1/28	1/28	1/27
<0.5~1.2	<0.5~2.3	<0.5~1.1	<0.5~1.7	0.6~1.6	0.5~1.7	3/12	3/12	1/12	3/12	2/12	6/12
<0.5~1.3	<0.5~1.0	<0.5~0.6	0.5~1.4	0.5~2.0	0.5~2.2	2/12	0/12	0/12	2/12	5/12	3/12
<0.5~2.1	<0.5~1.5	<0.5~0.8	<0.5~1.9	<0.5~1.2	<0.5~0.8	3/12	1/12	0/12	4/12	1/12	0/12
<0.5~1.4	<0.5~1.6	<0.5~1.0	<0.5~2.9	0.6~1.7	0.6~2.3	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~2.5	<0.5~1.7	<0.5~0.9	0.5~2.5	0.7~2.0	0.6~1.7	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.5~2.0	<0.5~1.9	<0.5~1.1	0.6~3.3	0.6~2.1	0.5~0.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.8	<0.5~2.2	<0.5~0.7	<0.5~1.7	<0.5~1.1	<0.5~1.1	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.5~2.0	<0.5~1.9	<0.5~0.8	<0.5~1.9	<0.5~1.2	<0.5~1.1	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.5	<0.5~1.7	<0.5~1.0	<0.5~1.8	<0.5~1.1	<0.5~0.9	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.6	<0.5~1.9	<0.5~1.4	<0.5~1.8	<0.5~1.1	<0.5~1.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12

水 域 名	地点名	BOD又はCOD年平均値 (mg/l)					
		3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
日野川水系							
日 野 川	皆 生	0.8	0.9	0.7	1.4	0.9	1.1
	車 尾	0.7	0.7	0.7	1.1	1.1	1.0
	八 幡	0.8	0.7	0.7	0.9	0.8	0.8
	溝 口	0.8	0.7	0.7	1.0	0.9	0.9
	武 庫	0.9	0.7	0.6	0.9	0.7	0.8
	下 榎	0.7	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7
	生 山	0.7	0.6	0.6	1.0	0.6	0.7
	矢 戸	0.6	0.6	0.5	0.8	0.6	0.6
法勝寺川	福 市	1.1	1.1	1.1	1.6	1.0	1.1
	法勝寺	1.1	1.2	0.9	1.4	1.0	1.0
板井原川	高 尾	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5
(2級河川)							
蒲 生 川	3 地点	0.7~0.9	0.9~1.6	1.0~1.3	1.0~2.7	0.9~1.1	0.7~1.0
塩 見 川	〃	0.7~1.6	0.7~2.1	1.3~1.6	1.2~2.0	0.7~1.3	0.9~1.6
河 内 川	〃	0.6~0.8	0.6~1.3	0.6~1.1	0.6~3.0	0.5~1.0	0.6~1.0
勝 部 川	〃	0.7~1.3	0.8~1.7	0.7~1.8	0.9~2.5	0.6~2.4	0.6~2.2
由 良 川	〃	1.4~2.3	1.4~2.0	1.5~2.5	1.7~2.4	1.3~2.1	1.4~2.0
加勢蛇川	〃	0.5~1.0	0.5~0.8	0.5~0.9	1.0~1.2	0.6~0.7	0.5~0.9
阿 弥 陀 川	〃	0.5	<0.5~0.8	<0.5~0.5	1.2~1.3	0.8~0.9	0.6~1.2
佐 陀 川	〃	0.6~0.9	0.5~0.7	<0.5~0.6	1.2~1.4	0.6~1.2	0.8~1.9
(都市河川)							
旧 袋 川	7 地点	1.7~3.1	1.6~3.0	1.5~2.2	1.7~5.0	1.3~3.8	1.6~2.9
玉 川	5 地点	0.9~17	0.9~11	0.7~15	0.9~9.9	0.6~13	0.6~9.4
旧加茂川	〃	2.4~4.9	1.6~3.2	1.7~3.7	1.9~3.9	1.6~2.1	2.5~3.3
(湖 沼)							
湖 山 池	4 地点	5.0~6.0	6.8~7.8	4.9~6.3	7.7~8.2	6.3~7.2	4.2~4.6
東 郷 池	〃	4.9~5.6	4.2~4.5	3.6~3.7	4.1~4.3	5.0~5.2	3.9~4.1
多 鯨ヶ池	3 地点	3.9~4.3	4.0~5.1	4.2~5.1	3.2~3.5	3.2~3.4	2.8~2.9
中 海	3 地点	2.5~5.3	2.3~4.9	2.8~4.7	2.9~5.2	2.4~5.1	2.4~6.2
(海 域)							
美 保 湾	8 地点	1.4~2.1	1.3~2.1	1.0~1.7	0.8~2.1	0.8~1.7	0.8~1.7
日本海沿岸	〃	0.8~1.1	0.9~1.4	0.5~1.0	<0.5~0.7	0.7~1.1	0.6~1.0

BOD又はCOD最小値～最大値 (mg/l)						x / y					
3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
<0.5~1.3	<0.5~1.2	0.5~1.3	0.5~3.6	<0.5~1.5	0.6~2.3	0/12	0/12	0/12	2/12	0/12	1/12
<0.5~1.3	<0.5~1.5	<0.5~1.2	<0.5~2.7	<0.5~5.3	<0.5~1.8	0/30	0/30	0/30	1/30	1/30	0/29
<0.5~2.0	<0.5~1.0	<0.5~1.1	<0.5~1.7	<0.5~1.3	<0.5~1.1	1/12	0/12	1/12	4/12	3/12	1/12
<0.5~1.6	<0.5~1.2	<0.5~1.2	<0.5~1.8	<0.5~1.6	<0.5~1.8	1/12	2/12	1/12	4/12	2/12	3/12
<0.5~1.8	<0.5~1.2	<0.5~0.8	<0.5~1.6	<0.5~1.6	<0.5~1.2	3/12	1/12	0/12	5/12	1/12	1/12
<0.5~1.4	<0.5~0.9	<0.5~1.8	<0.5~1.4	<0.5~1.0	<0.5~1.2	1/12	0/12	1/12	2/12	0/12	1/12
<0.5~1.8	<0.5~0.8	<0.5~1.0	<0.5~1.9	<0.5~0.8	<0.5~1.2	2/12	0/12	0/12	4/12	0/12	2/12
<0.5~1.0	<0.5~0.8	<0.5~0.8	<0.5~1.5	<0.5~1.0	<0.5~0.9	0/12	0/12	0/12	3/12	0/12	0/12
<0.5~1.4	0.7~1.7	0.6~2.4	0.6~3.4	0.6~1.7	0.6~1.7	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.6~1.4	0.6~2.5	<0.5~2.0	0.5~2.6	<0.5~1.5	<0.5~1.9	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.5	<0.5~0.7	<0.5~0.9	<0.5~1.1	<0.5~1.0	<0.5~0.8	/12	/12	/12	/12	/11	/12
<0.5~1.1	0.6~2.6	<0.5~2.3	<0.5~8.4	<0.5~2.6	<0.5~1.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~2.0	<0.5~3.0	0.5~2.5	<0.5~2.7	<0.5~1.8	<0.5~2.6	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.2	<0.5~1.4	<0.5~2.4	<0.5~8.7	<0.5~1.7	<0.5~2.1	/12	/12	/12	/12	/11	/12
<0.5~2.2	0.6~3.2	<0.5~7.3	<0.5~5.6	<0.5~6.4	<0.5~4.3	/22	/22	/22	/26	/24	/24
0.9~3.0	0.6~2.8	0.6~5.1	0.5~4.5	0.8~3.5	0.7~3.6	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.6	<0.5~1.1	<0.5~1.6	<0.5~1.8	<0.5~0.9	<0.5~1.5	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~0.6	<0.5~1.2	<0.5~0.6	<0.5~2.0	<0.5~2.0	<0.5~2.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5~1.4	<0.5~0.9	<0.5~0.8	0.5~2.5	<0.5~1.7	0.5~3.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.7~13	0.5~5.4	0.6~5.8	0.7~13	0.6~49	0.8~10	/100	/102	/102	/95	/97	/92
<0.5~47	<0.5~46	<0.5~32	<0.5~35	<0.5~53	<0.5~29	/60	/60	/60	/60	/60	/60
0.9~24	<0.5~8.4	0.6~8.8	0.9~11	0.5~5.0	0.9~9.6	/52	/60	/55	/60	/60	/60
3.1~14	3.9~20	2.7~9.7	3.3~18	3.4~21	2.9~6.4	48/48	48/48	45/48	48/48	48/48	43/48
3.7~14	2.0~6.8	2.2~5.3	2.2~6.1	3.8~6.9	2.5~5.2	48/48	36/48	33/48	39/48	48/48	42/48
3.0~6.0	3.1~6.2	3.2~6.9	2.1~4.5	2.5~4.9	2.3~4.2	/12	/12	/12	/12	/12	/12
1.4~10	1.3~7.5	1.7~8.2	1.5~8.5	1.7~8.7	1.3~13	56/90	40/78	47/81	42/60	37/60	39/57
<0.5~4.4	0.5~4.0	0.5~2.8	<0.5~4.5	<0.5~2.7	<0.5~3.0	21/96	8/96	7/96	5/96	3/96	4/96
<0.5~1.7	<0.5~1.8	<0.5~1.2	<0.5~0.8	<0.5~1.4	<0.5~1.9	0/24	0/	24	0/24	0/24	0/24

生活環境項目

水 域 名		類 型	N	p H			D O (mg / ℓ)		
				x / y	%	min~max	x / y	%	min~max
河 川	千 代 川	AA	5	0 / 60	0	6.6 ~ 8.1	0 / 60	0	8.2 ~ 13
	〃	A	2	0 / 24	0	6.9 ~ 7.9	2 / 24	8.3	7.2 ~ 12
	天 神 川	AA	3	0 / 40	0	6.9 ~ 7.8	0 / 36	0	8.5 ~ 13
	〃	A	2	0 / 43	0	7.0 ~ 7.5	0 / 39	0	8.0 ~ 12
	日 野 川	AA	6	0 / 74	0	6.8 ~ 8.6	0 / 72	0	8.6 ~ 13
	〃	A	2	0 / 44	0	6.6 ~ 8.1	0 / 41	0	7.6 ~ 13
湖 沼	湖 山 池	A	4	1 / 48	2.1	6.8 ~ 8.6	8 / 48	16.7	4.9 ~ 12
	東 郷 池	A	4	5 / 48	10.4	6.9 ~ 9.2	4 / 48	8.3	6.1 ~ 13
	中 海	A	9	21 / 129	16.3	7.5 ~ 9.3	44 / 129	34.1	4.0 ~ 14
海 域	美 保 湾	A	7	17 / 84	20.2	8.1 ~ 8.6	26 / 84	31.0	6.5 ~ 9.8
	〃	B	1	2 / 12	16.7	8.1 ~ 8.5	0 / 12	0	6.9 ~ 9.2
	日 本 海	A	27	1 / 81	1.2	7.9 ~ 8.6	15 / 24	62.5	6.7 ~ 8.4
計	河 川	AA	14	0 / 174	0	6.6 ~ 8.6	0 / 168	0	8.2 ~ 13
	〃	A	6	0 / 111	0	6.6 ~ 8.1	2 / 104	1.9	7.2 ~ 13
	湖 沼	A	17	27 / 225	12.0	6.8 ~ 9.3	56 / 225	24.9	4.0 ~ 14
	海 域	A	34	18 / 165	10.9	7.9 ~ 8.6	41 / 108	38.0	6.5 ~ 9.8
	〃	B	1	2 / 12	16.7	8.1 ~ 8.5	0 / 12	0	6.9 ~ 9.2
合 計			72	47 / 687	6.8		99 / 617	16.0	

注 x / y 環境基準に不適合の日数 / 総測定日数

BOD又はCOD (mg/l)			S S又は油分 (mg/l)			大腸菌群数 (MPN/100ml)		
x/y	%	min~max	x/y	%	min~max	x/y	%	min~max
(BOD)			(S S)					
14/60	23.3	<0.5~2.2	0/60	0	<1~11	60/60	100	$7.8 \times 10^4 \sim >2.4 \times 10^5$
2/24	8.3	0.5~3.7	0/24	0	2~15	20/24	83.3	$3.3 \times 10^2 \sim >2.4 \times 10^5$
9/36	25.0	<0.5~2.2	1/36	2.8	<1~31	36/36	100	$2.2 \times 10^2 \sim 4.9 \times 10^4$
2/39	5.1	0.5~2.7	2/39	5.1	1~52	38/39	97.4	$4.9 \times 10^2 \sim 1.2 \times 10^5$
8/72	11.1	<0.5~1.8	0/72	0	<1~16	71/72	98.6	$3.3 \times 10^4 \sim 3.5 \times 10^4$
1/41	2.4	<0.5~2.3	0/41	0	1~22	36/41	87.8	$2.3 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$
(COD)			(S S)					
43/48	93.8	2.9~6.4	34/48	70.8	2~18	19/48	39.6	$1.2 \times 10^4 \sim 2.6 \times 10^4$
42/48	87.5	2.5~5.2	28/48	58.3	1~13	8/48	16.7	$2.5 \times 10^4 \sim 5.0 \times 10^4$
68/129	52.7	0.7~13	61/129	47.3	2~22	7/93	7.5	$<1.8 \sim 1.6 \times 10^4$
(COD)			(油分)					
4/84	4.8	<0.5~3.0	0/84	0	ND	0/84	0	$<1.8 \sim 8.0 \times 10^2$
0/12	0	<0.5~1.4	0/12	0	ND	-/12	-	$<1.8 \sim 7.8$
0/81	0	<0.5~1.9	0/24	0	ND	0/24	0	$<1.8 \sim 2.4 \times 10^3$
31/168	18.5	<0.5~2.2	1/168	0.6	<1~31	167/168	99.4	$7.8 \times 10^4 \sim >2.4 \times 10^5$
5/104	4.8	<0.5~3.7	2/104	1.9	1~52	94/104	90.4	$2.3 \times 10^2 \sim >2.4 \times 10^5$
153/225	68.0	0.7~6.4	123/225	54.7	1~22	34/189	18.0	$<1.8 \sim 5.0 \times 10^4$
4/165	2.4	<0.5~3.0	0/108	0	ND	0/108	0	$<1.8 \sim 2.4 \times 10^3$
0/12	0	<0.5~1.4	0/12	0	ND	-/12	-	$<1.8 \sim 7.8$
193/674	28.6		126/617	20.4		295/581	50.8	

資料27 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく上乗せ排水基準

(1) 中海流入区域に適用される上乗せ排水基準

特定事業場の区分	既 設 特 定 事 業 場																									
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場			畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る特定事業場			し尿処理施設(A)を設置する特定事業場			し尿処理施設(B)のみを設置する特定事業場			下水道終末処理施設を設置する特定事業場													
一日当たりの平均的な排水量 (単位 立方メートル)	二五〇	五〇〇	一、〇〇〇以上	二五〇	五〇〇	一、〇〇〇以上	二五〇	五〇〇	一、〇〇〇以上	二五〇	五〇〇	一、〇〇〇以上	二五〇	五〇〇	一、〇〇〇以上	二五〇	五〇〇	一、〇〇〇以上	二五〇	五〇〇	一、〇〇〇以上	二五〇	五〇〇	一、〇〇〇以上		
水素イオン濃度 (水素指数)	五・八以上	八・六以下	八以上	五・八以上	八・六以下	八以上	五・八以上	八・六以下	八以上	五・八以上	八・六以下	八以上	五・八以上	八・六以下	八以上	五・八以上	八・六以下	八以上	五・八以上	八・六以下	八以上	五・八以上	八・六以下	八以上	五・八以上	八・六以下
生物学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	日平均	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	日平均	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
	日平均	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
抽出物含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	鉍含有量	最大	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
	動植物油脂含有量	最大	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	日平均	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	日平均	三〇	三〇	三〇	五〇	五〇	三〇	二〇	二〇	一五	二五	二五	一五	三五	三五	三五	二〇									
磷含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	日平均	四	四	三	五	五	三	二	二	二	五	五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一	

その他の特定 事業場	新 設 特 定 事 業 場															その他の特定 事業場					
	豚房施設、牛 房施設又は馬 房施設を設置 する特定事業 場			畜産食料品製 造業、水産食 料品製造業、 動物系飼料又 は有機質肥料 の製造業及び 動植物油脂製 造業に係る特 定事業場			し尿処理施設 (A)を設置す る特定事業場			し尿処理施設 (B)のみを設 置する特定事 業場			下水道終末処理 施設を設置する 特定事業場								
二五 五〇 以未 上満	五 〇〇 〇〇 以未 上満	一 〇〇 〇〇 以上	二五 五〇 以未 上満	五 〇〇 〇〇 以未 上満	一 〇〇 〇〇 以上	二五 五〇 以未 上満	五 〇〇 〇〇 以未 上満	一 〇〇 〇〇 以上	二五 五〇 以未 上満	五 〇〇 〇〇 以未 上満	一 〇〇 〇〇 以上	二五 五〇 以未 上満	五 〇〇 〇〇 以未 上満	五 〇〇 〇〇 以未 上満	五 〇〇 〇〇 以未 上満	五 〇〇 〇〇 以未 上満	二五 五〇 以未 上満	五 〇〇 〇〇 以未 上満	一 〇〇 〇〇 以上		
五・八 ・八 以上 以下	/	/	五・八 ・八 以上 以下	/	/	五・八 ・八 以上 以下	/	/	五・八 ・八 以上 以下	/	/	五・八 ・八 以上 以下	/	/	五・八 ・八 以上 以下	/	五・八 ・八 以上 以下	/	/		
一六〇	/	/	一六〇	/	/	一六〇	/	/	一六〇	/	/	一六〇	/	/	一六〇	/	一六〇	/	/		
三〇	三〇	二〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇	一〇	一〇	三〇	三〇	二〇
一六〇	/	/	一六〇	/	/	一六〇	/	/	一六〇	/	/	一六〇	/	/	一六〇	/	一六〇	/	/		
三〇	三〇	二〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	一五	一五	三〇	三〇	二〇
二〇〇	/	/	二〇〇	/	/	二〇〇	/	/	二〇〇	/	/	二〇〇	/	/	二〇〇	/	二〇〇	/	/		
一五〇	/	/	一五〇	/	/	一五〇	/	/	一五〇	/	/	一五〇	/	/	一五〇	/	一五〇	/	/		
五	/	/	五	/	/	五	/	/	五	/	/	五	/	/	五	/	五	/	/		
三〇	/	/	三〇	/	/	三〇	/	/	三〇	/	/	三〇	/	/	三〇	/	三〇	/	/		
三、〇〇〇	/	/	三、〇〇〇	/	/	三、〇〇〇	/	/	三、〇〇〇	/	/	三、〇〇〇	/	/	三、〇〇〇	/	三、〇〇〇	/	/		
二五	二五	一五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一五	二〇	二〇	一五	三〇	三〇	二〇	一五	二〇	二〇	一五
四	四	三	三	三	二	三	三	二	二	二	二	四	四	三	三	三	二	一	三	三	二

(3) 湖沼水質保全特別措置法に基づくみなし指定地域特定施設に適用される上乗せ排水基準

特定事業場の区分		既設特定事業場						新設特定事業場					
		みなし指定地域特定施設であるちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院			みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置する特定事業場			みなし指定地域特定施設であるちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院			みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置する特定事業場		
一日当たりの平均的な排水量 (単位 立方メートル)		二五〇以上	五〇〇以上	一、〇〇〇以上	二五〇以上	五〇〇以上	一、〇〇〇以上	二五〇以上	五〇〇以上	一、〇〇〇以上	二五〇以上	五〇〇以上	一、〇〇〇以上
水素イオン濃度 (水素指数)		五・八・六以上			五・八・六以上			五・八・六以上			五・八・六以上		
項目	生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	日平均	三〇	三〇	二〇	九〇	九〇	二〇	三〇	三〇	二〇	六〇	六〇	一〇
及び	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
	日平均	三〇	三〇	二〇	九〇	九〇	二〇	三〇	三〇	二〇	六〇	六〇	二〇
容	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	最大	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
	日平均	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
度	抽出物質含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	鉍含有量	最大	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
		動植物油脂含有量	最大	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
	大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	日平均	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	日平均	二五	二五	一五	六〇	六〇	一五	二〇	二〇	一五	五〇	五〇
	磷含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	日平均	四	四	三	八	八	三	三	三	二	五	五

備考

- この表において「特定事業場」とは、みなし指定地域特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 「みなし指定地域特定施設」とは、湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の規定により水質汚濁防止法第二条第三項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設をいう。
- この表において、「既設特定事業場」とは平成元年八月一日前に既にみなし指定地域特定施設を設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)をいい、「新設特定事業場」とは既設特定事業場以外に指定地域特定施設を設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)をいう。
- 属することとなる場合は、この限りでない。
- 第一の工場又は事業場がこの表の特定事業場の区分に属すると同時に別表第一の備考4及び5の本文の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準に適用する。

資料28 湖沼に係る窒素及び磷の排水規制（水質汚濁防止法）

湖沼の水質汚濁を防止するため、富栄養化の原因物質である窒素、磷について排水基準が設定され、湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼（環境庁長官が定める湖沼）及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に適用される。

（昭和60年7月15日施行）

1 環境庁長官が定める湖沼

(1) 窒素に係る排水基準適用対象湖沼及び位置

湖 沼	位 置
湖 山 池	鳥取市
中 海	米子市、境港市、島根県
東 郷 池	羽合町、東郷町

(2) 磷に係る排水基準適用対象湖沼及び位置

湖 沼	位 置
湖 山 池	鳥取市
多 鯨 ケ 池	鳥取市、福部村
中 海	米子市、境港市、島根県
池 の 谷 た め 池	倉吉市
佐 治 川 ダ ム 貯 水 池	佐治村
東 郷 池	羽合町、東郷町
中 津 ダ ム 貯 水 池	三朝町
菅 沢 ダ ム 貯 水 池	日南町
鶴 の 池	日野町
俣 野 川 ダ ム 貯 水 池	江府町

2 排水基準

(1) 規制対象事業場

水質汚濁防止法に定める特定事業場

（排水量50m³/日以上）

(2) 一般基準

窒素含有量 120mg/ℓ（日間平均 60mg/ℓ）

磷含有量 16mg/ℓ（日間平均 8mg/ℓ）

（一般基準への対応が困難な業種については、平成7年7月15日から5年間暫定基準を適用）

(3) 暫定基準

項 目	業 種 そ の 他 の 区 分	許 容 限 度
窒素含有量 (単位mg/l)	畜産農業	140 (日間平均 70)
磷含有量 (単位mg/l)	畜産農業	34 (" 17)
	アルマイト加工業	100 (" 50)

資料29 新增設の湖沼特定事業場に対する汚濁負荷量規制

(湖沼水質保全特別措置法第7条第1項)

1 化学的酸素要求量に係る規制基準

湖沼特定事業場の区分	規制基準
1 平成2年7月15日以後新たに設置される湖沼特定事業場（以下「新設事業場」という。）	$L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$
2 新設事業場以外の湖沼特定事業場で、平成2年7月15日以後に湖沼特定施設の設置又は構造等の変更を行うもの	$L = \{a \cdot Q^{b-1} \cdot (Q - Q_0) + C \cdot Q_0\} \times 10^{-3}$

備考

右欄に定める式においてL、Q、Q₀、a、b及びCは、それぞれ次の値を表すものとする。

L 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

Q 排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q₀ この規制基準の適用の際における排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

a、bおよびC、a及びbは湖沼特定事業場の排出水に適用される水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年10月鳥取県条例第40号）に基づく化学的酸素要求量又は生物化学的酸素要求量の日真平均値に係る排水基準（以下「排水基準」という。）の区分に従い次の表に定める数値とし、Cは当該排水基準（単位 1リットルにつきミリグラム）とする。

C（排水基準）	a	b
20	22.7	0.97
30	34.0	
40	47.3	0.96
50	59.1	
60	68.0	0.97
90	102	
120	136	

2 窒素含有量及び磷含有量に係る規制基準

湖沼特定事業場の区分	規 制 基 準
1 平成7年11月1日以後新たに設置される湖沼特定事業場（以下「新設事業場」という。）	$L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$
2 新設事業場以外の湖沼特定事業場で、平成7年11月1日以後に湖沼特定施設の設置又は構造等の変更を行うもの	$L = \{a \cdot Q^{b-1} \cdot (Q - Q_0) + C \cdot Q_0\} \times 10^{-3}$

備 考

右欄に定める式においてL、Q、Q₀、a、b及びCは、それぞれ次の値を表すものとする。

L 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

Q 排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q₀ この規制基準の適用の際における排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

a、bおよびC、a及びbは湖沼特定事業場の排出水に適用される水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例に基づく窒素含有量及び磷含有量の日間平均に係る排水基準（以下「排水基準」という。）の区分並びに業種等の区分に従い、それぞれ次の表に定める数値とし、Cは当該排水基準（単位 1リットルにつきミリグラム）とする。

規制項目	業種等の区分	C（排水基準）	a	b
窒素含有量	水産食料品製造業等の業種	20	23.6	0.96
		30	35.5	
		50	59.1	
	その他の業種	15	17.0	0.97
		20	22.7	
		25	28.3	
		50	56.7	
		60	68.0	
磷含有量	水産食料品製造業等の業種	2	2.36	0.96
		3	3.55	
		4	4.73	
		5	5.91	
	その他の業種	2	2.27	0.97
		3	3.40	
		4	4.53	
		5	5.67	
		8	9.07	

資料30 指定施設、準用指定施設（一定規模以上の畜舎及びこいの養殖施設）に対する
構造及び使用の方法に関する規制（湖沼水質保全特別措置法第19条第1項）

1 湖沼水質保全特別措置法施行令第6条第1号又は第10条に掲げる施設に係る構造及び使用の方法に関する基準

- (1) 豚房、牛房及び馬房の床（以下「床」という。）は、汚物又は汚水の除去に支障を来さない構造とすること。
- (2) 豚房、牛房及び馬房の内部は、汚物又は汚水の除去に支障を来さないよう適切な広さと高さを有すること。
- (3) 豚房、牛房及び馬房に接する畜舎の通路等（以下「通路等」という。）で汚物又は汚水が飛散するおそれのある箇所は、汚物又は汚水の除去に支障を来さない構造とすること。
- (4) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽は、汚物又は汚水の保管、貯留及び除去に支障を来さない構造とすること。
- (5) 床及び通路等に雨水が流入しない構造とすること。
- (6) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽の汚水が公共用水域に直接排出されないよう汚物の保管設備及びおすい貯留槽を適切に使用すること。
- (7) 糞尿がみだりに流亡しないよう適切に管理すること。
- (8) 以上の措置と同等以上の効果を有する措置が講じられること。

2 湖沼水質保全特別措置法施行令第6条第2号に掲げる施設に係る使用の方法に関する基準

- (1) 飼料の投与に当たっては、網いけすの外へ散布しないようにすること。
- (2) 死魚は、指定地域内の水域から除去の上、陸上で適切に処分すること。

資料31 水生生物による水質調査結果（平成8年度）

凡 例	
きれいな水	◎
少しよごれた水	○
きたない水	●
大変きたない水	●

日 本 海

